「通信・放送の総合的な法体系について(中間論点整理)」に対する 日本新聞協会メディア開発委員会の意見

> 社団法人日本新聞協会 メディア開発委員会 委員長 山 田 哲 郎

通信・放送の融合時代においても、憲法21条が保障する言論・表現の自由は民主主義 社会の根幹をなすものである。これまで日本新聞協会メディア開発委員会は、「通信・放送 の総合的な法体系に関する研究会」中間とりまとめ、および同最終報告書がメディア規制 を容易にしかねない内容を含んでいると考え、言論・表現活動に重大な影響を及ぼしかね ないとの懸念を表明してきた。今回示された「通信・放送の総合的な法体系について」の 中間論点整理も、新たなメディア規制につながりかねないとの疑念を抱かざるを得ない。

融合時代に対応するために、仮に中間論点整理のいうレイヤー型の法体系に転換するに しても、伝送設備、伝送サービスに関する規律だけで、その目的は達成される。コンテン ツに対する法律による規制は、表現の自由を侵しかねない問題であり、基本的には必要な いと考える。こうした観点から、中間論点整理について以下の問題点を指摘したい。

中間論点整理は、情報通信ネットワーク上で情報を流通させるすべての者が本来順守すべき最低限の配慮事項を、「関係者の倫理観を呼び覚ますような倫理規定とすることが適当」とし、法律の通則部分に盛り込むべきとしている。たとえこの規定が刑罰を伴わないものであったとしても、法律に明記されれば事実上の規制根拠となり、公権力の介入を招くことになる。倫理は法律に規定すべきものではなく、あくまで自主的に順守すべきものである。「情報流通における配慮事項」を法律に記述することについては反対する。

「メディアサービス」の範囲について、「従来の放送の概念にとどめる方向で検討することが適当」とするのであれば、メディアを新たに類型化する必要はなく、放送は「放送」という一般に定着している言葉を使い現行の放送法にのっとって対応すればよい。インターネット上の情報である「オープンメディアコンテンツ」は、現行法で対応すべきであり、印刷メディアと同様に、特別の規律を設けるべきではない。また、違法・有害情報対策について、「当面は行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当」としているが、行政機関は「当面」ではなく、本来コンテンツの規律に関与してはならない。

「メディアサービス」の区分について、「特別な公共的役割を担うものとそれ以外」とに 分けるとされている。「特別な公共的役割」の定義が不明確で、恣意的な解釈が入り込む余 地がある。そもそも、法律でメディアをその報道や情報の内容で分類しようとすること自 体、公権力の表現内容への介入を招く恐れがある。

マスメディア集中排除原則は本来、言論の多様性・多元性を確保するために、電波法に 基づき有限希少な電波資源を使って行う放送事業の施設免許基準として設けられている省 令である。これを伝送設備規律ではなく、コンテンツ規律として位置づけることは不適当 である。

通信・放送の法体系の在り方について検討を行うにあたり、言論・表現の自由の確保と 情報の自由な流通について配慮し、十分に議論することを求める。

以 上